

平成 2 5 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 1 号)

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ

議案上程

- 日程第 5 議案第 8 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 8 8 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 8 9 号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 8 議案第 9 0 号 御代田町水道事業基金条例を制定する条例案について
- 日程第 9 議案第 9 1 号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 9 2 号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 9 3 号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 9 4 号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 9 5 号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 9 6 号 平成 2 5 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 4 号) について
- 日程第 1 5 議案第 9 7 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案 (第 2 号) について

- 日程第 16 議案第 98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算案(第2号)について
- 日程第 17 議案第 99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算
案(第2号)について
- 日程第 18 議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案
(第1号)について
- 日程第 19 議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第
1号)について
- 日程第 20 議案第102号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正
予算案(第2号)について
- 日程第 21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 22 請願第 1号 日本国憲法第96条の発議要件緩和に反対する請願

平成 2 5 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 1 2 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 5 年 1 2 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 7 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 5 年 1 2 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 5 年 1 2 月 6 日	午前 1 1 時 4 3 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会 議 録 署 名 議 員	5 番 奥 田 敏 治
	6 番 野 元 三 夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	山 本 邦 重
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	茂 木 康 生	教 育 次 長	重 田 重 嘉
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 4 回 定例会 会議録

平成 25 年 12 月 6 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（笹沢 武君） これより、平成 25 年第 4 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一 議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 25 年 12 月 6 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 16 件、諮問 1 件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、池田健一郎議員他 7 名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定期監査、例月現金出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る11月29日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成25年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、条例案8件、予算案7件、諮問1件の計17件であります。9月定例会以後提出された請願1件は受理と決定いたしました。

会期は本日より12月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

会期及び審議予定。

第 1 日目	12月 6日	金曜日	午前10時	開会	諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集のあいさつ 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 2 日目	12月 7日	土曜日		休会	
第 3 日目	12月 8日	日曜日		休会	
第 4 日目	12月 9日	月曜日	午前10時	一般質問	
第 5 日目	12月10日	火曜日	午前10時	一般質問	

第 6 日目	1 2 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月 1 4 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月 1 5 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月 1 6 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告をいたします。

次のページをお願いします。

常任委員会

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 1 1 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

1 2 月 1 2 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

1 2 月 1 3 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 6 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 1 2 月 1 6 日までの 1 1 日間と決しました。

―――日程第 3 会議録署名議員の指名―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により議長において

5番 奥田 敏治議員

6番 野元 三夫議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、平成25年第4回議会定例会にご出席を賜り、議会が開会できますことに心より感謝申し上げます。

国の政治と経済の状況は自民・公明政権の復活という変化はありましたが、引き続き厳しい情勢にあることに変わりはありません。政府やマスコミは日本経済が改善に向けて上向いているとの分析をしています。御代田町においては一部企業の業績が順調な伸びを示しているものの、大規模な希望退職が実施されたり、グループの再編成が行われるなどの事態もあり、中小零細業者など全体としては引き続き厳しい経済情勢にあると考えられます。

政府は来年4月からの消費税の8%への増税を決定しました。またそれにあわせて電気料金などの値上げも準備されています。こうした町民の皆様に対する負担増が暮らしや営業にどのような影響を及ぼすのかを見たときに、決して暮らしやすい状況に変わっていくとは考えられません。町としましても、今後とも国の動向を注視する必要があります。

今、国会では、特定秘密保護法案をめぐって大きく揺れ動いています。国会議員やマスコミ、各界の著名人などの中でも法案の慎重な審議とともに、法案の危険性を指摘する方向が強まっているように感じています。信濃毎日新聞が県内の市町村長にアンケートを実施しました。私は法案に反対の立場で回答しました。また、多くの市町村長が慎重な審議を求めています。私がこの法案に反対する理由として回答した内容は、まず国民主権の国にあって、特定の事項であっても国民の知る権利を制限することは日本国憲法の本旨に合致しないものであること。罰則規定を設けることは言論の抑圧や報道の規制など民主主義の否定につながる危険性があるこ

と。国民の納めた税金の使い方を特定秘密という理由で国会はもとより、国民がチェックできなくなり、不透明な予算となる可能性が強いこと。特定秘密の対象となる米軍基地や自衛隊基地及び関連施設あるいは原子力発電所などはすべて地方自治体に設置されているにもかかわらず、地方自治体が特定秘密に関する情報を得ることができなくなり、住民にも何ら説明することもできなくなってしまうために住民の安全を守るという地方自治体の役割を果たせなくなってしまう。以上の理由により、反対の立場で回答しました。

次に、町が積極的に進めている災害協定の締結についてです。東日本大震災以降、町といたしましては安心、安全なまちづくりのため、より一層防災減災対策に取り組んでおり、災害協定の締結も進めてきています。これまで協定を締結したのは平成10年に小諸北佐久医師会、生活協同組合コープながの、15年に町管工事協会、20年に町建設業協会、23年に長野県測量設計業協会東信支部、25年に御代田郵便局、コメリ災害対策センター、サントリービバレッジサービス関東信越営業本部、スーパーツルヤ、その後10月にはヘリポートの使用に関してミネベア株式会社と、11月には長野県LPガス協会及び長野県LP協会佐久支部と協定を締結しました。協定の締結は町内で災害が発生した際、より素早い応急対策や住民への確実な物資の供給など、町行政だけでは対処できない事項について幅広く支援を受けられると考えておりますし、今後も幅広い分野で災害協定を締結できればと考えています。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、人事案1件、条例案8件、一般会計と特別会計の補正予算案7件、諮問1件の計17件です。提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

人事案件はこの12月31日をもって、固定資産評価審査委員会の委員3名のうち1名の方が任期が満了となるため、次期委員の選任に当たりまして同意を求めるものです。

条例案につきましては、平成26年4月1日から小沼地区簡易水道事業と御代田町簡易水道事業を統合し、公営企業法に基づく御代田町水道事業の企業会計導入に向け、準備手続を進めております統合に伴い、御代田町水道事業の設置等に関する条例の制定及び簡易水道事業から上水道事業移行により所管課をより明確にするため建設課から建設水道課に改めるため、御代田町長の事務部局に内部組織の設置

及び事務分掌に関する条例等の一部改正をお願いする条例案ほか8件です。

諮問1件は平成26年3月31日をもって人権擁護委員1名の任期満了に伴い、次期委員の推薦に当たり議会に意見を求めるものです。

平成25年度一般会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,418万円を増額し、歳入歳出それぞれ61億4,487万円とするものです。

歳入については、地域の元気臨時交付金など国庫支出金で312万円の増額、安心こども基金事業補助金などの県支出金で751万円の増額を、また諸収入では佐久良荘派遣職員の人件費負担金869万円の増額、消防団員退職者奨励金800万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、総務費のふるさと創生基金への積立金480万円の増額、民生費では県の安心こども基金補助金を受けて実施する保育料システムの改修業務350万円の増額や介護保険特別会計への繰出金546万円の増額をお願いしております。また台風18号によります農地災害復旧費として124万円の増額などを計上しました。

また特別会計では、国民健康保険特別会計における退職被保険者高額療養費の増額や介護保険特別会計における介護サービス給付費の増額などにより6会計で総額4,522万円の増額補正をお願いしました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、原案どおりの採決をお願いを申し上げます。平成25年第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第5 議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

茂木康生税務課長。

（税務課長 茂木康生君 登壇）

○税務課長（茂木康生君） おはようございます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 87 号についてご説明いたします。

議案第 87 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

記

住 所 御代田町大字馬瀬口 2 2 2 2 番地

氏 名 高 山 頼 剛

生年月日 昭和 30 年 6 月 17 日生

平成 25 年 12 月 6 日 提出

御代田町長 茂 木 祐 司

提案理由であります。地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、徹底するため、町に固定資産評価審査委員会を設置しております。

委員は 3 名で、そのうち 1 名が平成 25 年 12 月 31 日をもって任期満了を迎えます。現在の塚田武彦委員が退任されることから、その後任として高山氏を選任したいので、議会の求めるものであります。

高山氏は慶應義塾大学を卒業後、八十二銀行に入行され、明科支店長、野沢支店長等を歴任され、現在は佐久センターに勤務されております。

なお、任期は平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 3 年間であります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 87 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 87 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

――― 日程第 6 議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び

事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 6 議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信総務課長。

（総務課長 清水成信君 登壇）

○総務課長（清水成信君） おはようございます。

それでは、議案書の 4 ページをお願いいたします。

議案第 88 号 御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成 25 年 12 月 6 日 提出

御代田町長 茂木祐司

この条例の一部改正につきましては、先ほど町長の招集あいさつでも申し上げましたが、平成 26 年 4 月 1 日から小沼地区簡易水道事業と御代田町簡易水道事業を統合し、公営企業法に基づく御代田町水道事業の企業会計導入に向けた準備を進めております。この統合に伴い、後ほど提案説明をさせていただきますけれども、御代田町水道事業の設置等に関する条例の制定をしまして、簡易水道事業から上水道事業へ移行するに当たり、その所管課を明確にするため、現在の「建設課」から「建設水道課」に課名を改めるため、御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例を含め、関連する条例 4 本を一括して一部改正をするものでございます。

それでは 5 ページをお願いいたします。

まず第1条、御代田町長の事務部局の内部組織の設置及び事務分掌に関する条例の一部を次のように改正する。第2条中「建設課」を「建設水道課」に改める。第3条第7号中「建設課」を「建設水道課」に改める。

続いて、第2条であります。御代田町議会委員会条例の一部を次のように改正する。別表中であります。表の下、町民建設経済常任委員会所管の部分で「建設課」とあるものを下の表の町民建設経済常任委員会所管のところにあります「建設水道課」に改めるというものでございます。

続いて、第3条ですけれども、御代田町都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。第7条第2号中「町建設課職員」とありますが、それを「町建設水道課職員」に改めるものであります。

続いて、第4条御代田町公共下水道事業審議会条例の一部を次のように改正する。6ページであります。第7条中「建設課」を「建設水道課」に改めるものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 7 議案第89号 御代田町水道事業の設置等に関する条例

を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 7 議案第89号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

（建設課長 荻原浩君 登壇）

○建設課長（荻原浩君） 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第89号 御代田町水道事業の設置等に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成25年12月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例案につきましては、平成23年度から小沼簡易水道と御代田簡易水道の統合と上水道事業への移行を進めてきたものでございます。これまでの経過と今後の予定につきましては、13日の全員協議会で説明を予定しております。

平成23年6月議会の全員協議会におきまして、統合の方針等について説明した後、約2年をかけて水道委員会や給水区域内の各区において住民説明会を繰り返してまいりました。来年4月1日から上水道事業としてスタートできるよう、準備が整いました関連の条例案につきまして本議会と来年3月議会に順次上程するものの一つでございます。その中の上水道事業の設置条例でございます。

次の8ページをご覧ください。御代田町水道事業の設置等に関する条例（案）第1条は水道事業の設置でございます。事業の名称は御代田小沼水道事業とする。

第2条は経営の基本でございます。2項といたしまして給水区域は現状のとおり、何ら変更はございません。給水人口7,670人につきましては現在の小沼簡水、御代田簡水の認可人口プラスアルファの数字でございます。1日の最大給水量も3,620立方メートル、これも同様でございます。

次の9ページでございます。第3条は組織でございます。法に基づくところの管理者は置かないものとする。法に基づくというのは職員200人未満かつ給水人口が5万戸未満でございますので、置かないこともできるというものでございます。2項につきましては、事務処理のための組織といたしまして、先ほど総務課長から説明がありましたとおり、建設水道課を置くということでございます。

第4条は重要な資産の取得及び処分、第5条は議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条は議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第7条は業務状況説明書類の提出、こちらは町長が管理者の権限を行うといたしまして、第3条の管理者とは別でございますが、便宜上、以下は「管理者」と呼ぶことにいたします。次の10ページでございますが、2項といたしまして、業務状況を説明する書類は次のとおりということでございます。第3項はやむを得ない場合の規定でございます。

附則といたしまして、施行期日、「1 この条例は平成26年4月1日から施行する。」「2 簡易水道事業特別会計は廃止する。」。地方公営企業法により、企業会計、複式簿記が義務づけられるもので、特別会計は廃止となるものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 8 議案第90号 御代田町水道事業基金条例

を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 8 議案第90号 御代田町水道事業基金条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

（建設課長 荻原浩君 登壇）

○建設課長（荻原浩君） 議案書の11ページでございます。

議案第90号御代田町水道事業基金条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成25年12月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例案につきましても、来年4月1日から上水道事業としてスタートできるよう、現在あります小沼簡水の基金及び御代田簡水の基金を廃止して御代田小沼水道事業の基金として全額を統合するものでございます。

次の12ページをご覧ください。

御代田町水道事業基金条例（案）第1条は設置でございます。御代田小沼水道事業基金といたします。

第2条は積立て、第3条は基金の管理、2項といたしまして保管、3項は有価証券等にも換えることができると、4条で益金の処理、5条で繰替え運用、6条で処

分、第7条は委任となっております。

附則といたしまして施行期日が、「1 この条例は平成26年4月1日から施行する。」。御代田町営水道基金条例の廃止、「2 御代田町営水道基金条例は廃止する。」。経過措置といたしまして「3 この条例の施行の際、現に前項の旧条例の規定により設置されていた御代田町営水道基金に属する現金はこの条例の規定により設置される基金に属する現金とみなす。」

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 9 議案第91号 御代田町営水道条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 9 議案第91号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

（建設課長 荻原浩君 登壇）

○建設課長（荻原浩君） 議案書の14ページでございます。

議案第91号御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成25年12月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例の一部改正案につきましては、先ほどの議案第89号上水道事業の設置条例の制定に伴いまして不要となりました設置に関する部分を削るとともに、来年4月から消費税法が改正されますので、料金等にかかわる関連部分を改正するものです。また、この機会にあわせまして工事検査手数料の表中の「改造工事」の部分を

「改造及び撤去工事」に改めるものでございます。

次の15ページをご覧ください。

御代田町営水道条例の一部を改正する条例案。御代田町営水道条例の一部を次のように改正する。

第1条中「設置及びその」を削る。

第2条に次の1号を加える。4号といたしまして、消費税相当額の文面でございます。

第3条及び第4条を次のように改める。第3条及び第4条は削除でございます。

第5条の2第1項中「に100分の105を乗じて得た加入金」を、先ほどの第2条第4号に加えまして定義しました加入金の額に消費税相当額を加えた額というものに改めます。

25条中、同様でございます。第25条の2中につきましても同様でございます。そして同条中の「(消費税込)」を削ります。

第25条の3第1項中「たときの料金は次のとおりと」を「、使用期間に1か月未満の端数が生じたときの料金は、1か月分として算定」に改め、同項各号を削るものでございます。

第30条の表中につきましても、一番上の部分でございますが、工事検査手数料、「水栓が3栓以下の改造工事」とありますものを次の16ページをご覧くださいまして、一番上の行ですが「水栓が3栓以下の改造及び撤去工事」というふうに改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日が、「1 この条例は平成26年4月1日から施行する。」。経過措置といたしまして「2 改正後の御代田町営水道条例第25条及び第25条の2の規定は平成26年4月以降の使用水量に係る料金の算定から適用し、同年3月以前の使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。」。消費税の改正は4月1日以降の検針から適用となるものでございます。

次の17ページから19ページまでは新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第10 議案第92号 御代田町水道事業布設工事監督者の

配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君）日程第10 議案第92号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

（建設課長 荻原浩君 登壇）

○建設課長（荻原浩君） 議案書の20ページでございます。

議案第92号 御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成25年12月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例の一部改正案につきましては、来年4月1日から上水道事業としてスタートするに当たり、これまでの簡易水道事業におきましては実務経験年数が上水道事業の半分という資格者となり得ましたが、上位法に準じましてそれぞれの実務経験年数を倍に改めるものでございます。

次の21ページをご覧ください。

御代田町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。これの一部を次のように改正する。

第3条中「簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）」を「水道」に改め、同条第1号中「1年」を「2年」に、同条第2号中「1年6月」を「3年」、同条第3号中「2年6月」を「5年」、同条4号中「3年6月」を「7年」というように、それぞれの資格を取得できる基準年数が倍になるものでございます。

第4条第1号中「簡易」を削り、同条第2号中「2年」を「4年」に、「3年」を「6年」に、「4年」を「8年」に。こちらの方も倍にするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

次の22ページから24ページまでは新旧対照表でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第93号 御代田町公共下水道条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第11 議案第93号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原浩建設課長。

（建設課長 萩原浩君 登壇）

○建設課長（萩原浩君） 議案書の25ページでございます。

議案第93号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成25年12月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例の一部改正案につきましては、来年4月から消費税法が改正されますので、先ほどの議案第91号の上水道と同様に、公共下水道使用料の消費税に関する部分を改正するものでございます。

次の26ページをご覧ください。

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案。一部を次のように改正する。

第30条第1項中「1.05を乗じて得た額」を「消費税法第29条に規定する

消費税率を乗じて得た消費税額及び当該消費税額に地方税法第72条の83に規定する地方消費税率を乗じて得た合計額を加えた額とする。」に改めます。

附則といたしまして、施行期日「1 この条例は平成26年4月1日から施行する。」。経過措置といたしまして「2 改正後の御代田町公共下水道条例第30条1項の規定は平成26年4月以降の使用水量に係る料金の算定から適用し、同年3月以前の使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。」。下水道料金は上水道の検針をもとに算定されますので、こちらも4月1日以降の検針から適用となるものでございます。

次の27ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第94号 御代田町農業集落排水施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第12 議案第94号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

（建設課長 荻原浩君 登壇）

○建設課長（荻原浩君） 議案書の28ページでございます。

議案第94号 御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成25年12月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例の一部改正案につきましても、先ほどの公共下水道料金と同様に消費税に

関する部分を改正するものでございます。

次の 29 ページをご覧ください。

御代田町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案。一部を次のように改正するものでございます。

第 13 条中「1.05 を乗じて得た額とする。」を、先ほどの文言と同様に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日「1 この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。」。経過措置につきましても、同様に 4 月 1 日以降の検針分から適用する経過措置でございます。

次の 30 ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 13 議案第 95 号 御代田町個別排水処理施設の設置及び

管理等に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 13 議案第 95 号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原浩建設課長。

（建設課長 萩原浩君 登壇）

○建設課長（萩原浩君） 議案書の 31 ページでございます。

議案第 95 号 御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成 25 年 12 月 6 日 提出

御代田町長 茂木祐司

本条例の一部改正案につきましても、先ほどの公共下水道及び農業集落排水の料金と同様に消費税に関する部分を改正するものでございます。

次の32ページをご覧ください。

御代田町個別排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）。一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1.05を乗じて得た額」を、先ほどの文言と同様に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は「平成26年4月1日から施行する。」。経過措置につきましても、公共下水道及び農排と同様に4月1日以降の検針から適用となる経過措置でございます。

次の33ページは新旧対照表でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案

（第4号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の34ページをお願いいたします。

議案第96号 平成25年度御代田町一般会計補正予算案について、別冊のとおり提出するものでございます。

平成25年12月6日 提出

予算書の1ページをお開きいただきます。

平成25年度御代田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,418万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,487万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、資料番号1をご覧いただきたいと思います。まず歳入の主なものから申し上げます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、障害者自立支援給付費負担金で115万7,000円。それから障害者医療費負担金では102万円の減等々で41万1,000円の増額です。

項2、国庫補助金でございます。地域の元気臨時交付金で179万2,000円、それから地域生活者支援事業補助金の184万7,000円の減等で269万3,000円の増額をお願いしております。

款15、県支出金。項1、県負担金でございますが、国保保険基盤安定負担金で147万9,000円の増額。

項2、県補助金でございますが、安心こども基金事業補助金546万3,000円。自殺対策緊急強化事業補助金で122万8,000円等々で604万4,000円の増額となります。

款18、繰入金。項2、特別会計繰入金で、後期高齢者医療特別会計繰入金として250万円の計上をお願いいたしております。

款 20、諸収入。項 4、雑入でございますが、派遣職員人件費負担金 869 万円。これは佐久良荘へ派遣している職員の分でございます。それから消防団員退職補償金が 800 万円の減等々で 120 万 3,000 円の増額をお願いしてございます。

歳入合計でございますが、既定額に 1,418 万 4,000 円を増額し、61 億 4,487 万 5,000 円とするものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。歳出でございますが、こちらも主なものを申し上げてまいります。

款 2、総務費。項 1、総務管理費でございますが、ふるさと創生基金積立金 480 万円。それから一般職人件費で 212 万 2,000 円。これは人事異動によるものでございますが、等々で 739 万 9,000 円の増額。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費でございますが、介護保険特別会計繰出金 546 万 1,000 円。国保特会への繰出金が 233 万 9,000 円。それから障害者医療費国庫負担金返還というところで 214 万 6,000 円等々で 687 万 5,000 円でございます。

項 2、児童福祉費でございますが、保育料システムの改修委託料ということで 350 万円。保育士処遇改善特例補助金ということで 159 万 6,000 円。この 2 事業につきましては安心こども基金の事業でございまして、159 万 6,000 円の処遇改善につきましては、たんぽぽ保育園へトンネル補助という形になります。

款 4、衛生費でございますが、小沼簡易水道特別会計繰出金 454 万 4,000 円の減。これは委託料の入札差金の関係でございます。等々で 414 万円の減をお願いしてございます。

款 6、農林水産業費でございます。項 2 の林業費でございますが、有害鳥獣駆除報償金ということで 60 万円の増額でございますが、捕獲頭数の増ということで有害鳥獣が増えてございます。

項 3、農地費でございますが、土地改良事業補助金で 65 万円。それから一般職人件費で 361 万 8,000 円、これは異動によるものでございます。等々で 426 万 8,000 円の増額。

款 7、商工費。項 1、商工費でございますが、中小企業資金保証料負担金で 124 万 7,000 円の増額をお願いしておりまして、これは企業の借り入れが増えているという状況でございます。

款 8、土木費。項 1、土木管理費でございますが、一般職人件費で 3 5 1 万 4, 0 0 0 円、これは異動の関係でございます、減となっております、トータルで 2 9 4 万 3, 0 0 0 円の減ということでございます。

項 2、道路橋梁費でございますが、分筆登記手数料で 5 8 万 6, 0 0 0 円。それから調査設計委託料で 1 6 9 万 8, 0 0 0 円、これは濁川橋ほかの委託料でございます、トータルで 2 2 8 万 4, 0 0 0 円の増額をお願いしてございます。

次のページをお願いいたします。

款 9、項 1、消防費でございます。こちらにつきましては、消防団員退職報償金関係で 8 0 0 万円の減額等々で 6 2 9 万 6, 0 0 0 円の減をお願いしてございます。

款 1 0、教育費。項 1、教育総務費でございますが、奨学金で借り手がなかったということで 1 4 4 万円の減。

款 1 1 の災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費でございますが、小災害復旧工事ということで 4 カ所で 1 2 4 万 7, 0 0 0 円の増額であります。

款 1 4、項 1、予備費で 2 6 8 万円を計上いたしまして、歳入歳出合計を合わせてございます。

歳出で 1, 4 1 8 万 4, 0 0 0 円を増額し、総額を 6 1 億 4, 4 8 7 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

予算書の 5 ページにお戻りいただきたいと思っております。

第 2 表、債務負担行為でございます。事項といたしましては、都市計画マスタープラン変更・地区計画策定業務でございます。期間は平成 2 6 年度、限度額が 2 9 0 万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 3 表、地方債の補正でございます。変更でございます、起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法等については、変更ございません。限度額のみ 5 億 4 2 0 万円から 5 億 4 0 0 万円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

(12番 市村千恵子君 登壇)

○12番(市村千恵子君) 議席番号12番、市村千恵子です。

3点ほどお聞きしたいと思います。

今、企画財政課長の方から説明ございましたけれども、17ページの款3、民生費。目1、児童福祉総務費の中の説明欄の方で、安心こども基金事業補助金でということの説明ありました。

保育料システム改修委託料350万円の内容と保育士等処遇改善臨時特例事業補助金159万6,000円という説明で、これはたんぼぼへのトンネル補助だということでありましたが、これは単年度のものなのか、今後続く補助金なのか、その点についてお聞きしたいと思います。

もう1点、20ページなのですけれども、款6の農林水産費、目1の林業総務費の有害鳥獣駆除報償金60万円の増額ということでありますけれども、この増額の内容をお願いしたいのと、また現在までにどれだけの捕獲数があったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長(笹沢 武君) 尾台町民課長。

(町民課長 尾台清注君 登壇)

○町民課長(尾台清注君) お答えいたします。17ページ、節13、13005の委託料の350万円ですけれども、これは10ページの歳入の款15、県支出金、項2、県補助金、目2、民生費県補助金、節3、児童福祉費補助金の安心こども基金の交付決定による増額補正でございます。

平成27年度からスタートします子育て新制度に伴う保育料システムの改修構築費としての事業となります。なお、このシステム構築費は10分の10の補助率でございます。システム改修の概要につきましては、子ども・子育て支援関連3法が成立しまして、支援新制度の実施に対応したシステムを構築することとなります。そのため、この事業につきましては、改修が終われば一度だけということでご理解いただければと思います。

次に節19、19002の負担金、補助金で159万6,000円ですが、こちらも先ほどと同様に、安心こども基金の交付決定による増額補正でございます。

保育士等処遇改善臨時特例事業は保育士の人材確保対策を推進する一環として、

保育士の処遇改善に取り組み、私立保育園へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める目的の事業です。平成25年度のたんぼ保育園に保育士の賃金としての補助となります。この事業は今年度からの新規事業でございます。こちらでも10分の10の補助率でございます。事業継続につきましては、説明しましたとおり、安心こども基金を利用しますので、基金の関係がなくなってくると終了してしまうのかなということでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚守君） 20ページの農林水産業費の有害鳥獣駆除報償金についてお答えします。

有害鳥獣駆除報償金は捕獲1頭当たり1万円の報償金を支出しております。予算金額は熊15頭、ニホンジカ80頭、イノシシ30頭で125頭分の125万円ですが、9月末の捕獲数は熊9頭、ニホンジカ73頭、イノシシ13頭で、合計95頭となっております。昨年10月以降の捕獲数の実績から今後、90頭余りの捕獲が見込まれますが、予算残額は30頭分でありますので、不足する60頭分の有害鳥獣駆除報償金60万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

奥田敏治議員。

（5番 奥田敏治君 登壇）

○5番（奥田敏治君） 議席番号5番、奥田敏治です。

24ページの教育費の事務局費、奨学金144万円減額の理由と人数をお知らせ願いたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） お答えいたします。

毎年、同様でございますけれども、当初予算では貸与の継続者、それから新規貸

与予定者5名分を見込んで予算計上しております。本年度の新規対応は2名しかございませんでした。そのため、今回3名分の減額をお願いするものです。

25年度の貸与者数は継続者が6名、新規2名、合計8名ということになっております。

以上でございます。

○5番（奥田敏治君） ありがとうございます。もう1点続けて質問いたします。

26ページ、教育費の教育振興費の要準要保護生徒援助費52万1,000円の増額の理由についてお聞きいたします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） お答えいたします。

毎年度、ある程度推計をして予算計上しておりますけれども、実際には1学期が始まってから受付をして、それで確定していく現状がございます。学期ごとに支払いを3回行いますけれども、予算の過不足が生じます。今後3月の支払いの準備のために、今回12月補正で対応をお願いするところでございます。

学年によって対象となる区分、例えば新入学生には新入学のための学用品、それから中学3年生では修学旅行費というような区分もございまして、中学校全体では今年当初の見込みと比べ準要保護基準の生徒が増加している状況でありました。当初の予算からしますと6名が増加しておりまして、54名というような中学校の準要保護の対象者となっている現状でございます。

よろしく申し上げます。

○5番（奥田敏治君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時03分）

（休 憩）

（午前11時17分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

――日程第15 議案第97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案（第2号）について――

○議長（笹沢 武君） 日程第15 議案第97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第97号 平成25年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第2号）について、別冊のとおり提出するものでございます。

今回の補正につきましては、立木伐採委託料等に不足を生ずることから、基金繰入を増額し、充当するものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ511万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月12日に小沼地区財産管理委員会の同意を得てございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。既定額に135万円を増額するものでございます。歳入合計は既定額に135万円を増額し、511万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に135万円の増額をお願いするものでございます。歳出合計は既定額に135万円を増額いたしまして511万1,000

円とするものでございます。

説明は以上でございます、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 議案第98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第98号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ331万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,515万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算書の2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金。高額共同事業負担金の交付内定によりまして、10万4,000円の減額でございます。

款 4、県支出金。項 1、県負担金。共同事業負担金の交付決定によりまして94万3,000円の減額です。

項 2、県補助金。財政調整交付金交付決定によりまして202万6,000円の増額でございます。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金。基盤安定、国保税軽減者これの増加によりまして233万9,000円交付決定いただきました。この増額補正でございます。

歳入合計でございますけれども、331万8,000円の増額補正となっております。

3 ページをお願いいたします。歳出。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。移送費の発生に伴いまして9万9,000円の増額でございます。

項 2、高額療養費でございますが、退職者高額療養費が増加しているため、332万1,000円の増額でございます。

款 10、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。還付金の増加に伴いまして、78万8,000円の増額でございます。

款 11、項 1、予備費でございますけれども、89万円の減額をいたしまして、歳出合計331万8,000円の増額補正予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（笹沢 武君君） 日程第17 議案第99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の37ページをお願いいたします。

議案第99号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算案（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,955万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,390万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料でございます。本算定によりまして491万4,000円の減額でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。介護サービス給付諸費の増加によりまして745万円の増額でございます。

以下、増額理由については全て同様の理由によります。

項2、国庫補助金につきましては、調整交付金がございます。237万7,000円の増額でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございますが、1,255万7,000円。

款6、県支出金。項1、県負担金。662万2,000円の増額でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。546万1,000円の増額でございます。

す。

歳入合計、2,955万3,000円の補正予算を提出させていただいております。

3ページをお願いいたします。歳出。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。居宅、地域密着施設等介護保険給付費が増加しているため4,330万円の増額でございます。

款3、地域支援事業費。項2、包括的支援事業・任意事業費。人件費について4万9,000円の増額でございます。

款5、諸支出金。介護給付費国庫負担金の返還が発生しておりまして、11万2,000円の増額補正でございます。

款8、項1、予備費でございますけれども、1,390万8,000円減じまして、歳出合計2,955万3,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第18 議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第18 議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の38ページをお願いいたします。

議案第100号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案に

ついて

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ432万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,394万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、項1、後期高齢者医療保険料。被保険者数の増加等によりまして、90万4,000円の増額でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。基盤安定、これも後期高齢者保険料の軽減者分でございますけれども、この負担金の確定に伴いまして89万9,000円の増額でございます。

款4、項1、繰越金。前年度繰越金が確定いたしまして、252万1,000円の増額でございます。

歳入合計、432万4,000円の増額補正でございます。

3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。前年度繰越金を一般会計へ繰り出すため、250万円の増額でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料基盤安定分合わせまして、180万3,000円の増額でございます。

款5、項1、予備費でございますが、2万1,000円増額いたしまして、歳出合計432万4,000円の補正予算案を提出させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案(第1号)について―――

○議長(笹沢 武君君) 日程第19 議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

(建設課長 荻原浩君 登壇)

○建設課長(荻原浩君) 議案書の39ページでございます。

議案第101号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次の定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ462万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,137万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページでございます。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。

款5、繰越金。項1、繰越金。平成24年度繰越金の確定によるものでございます。既定額に462万8,000円の増額をお願いいたします。

歳入合計、既定額に462万8,000円の増額をお願いいたします。

次の3ページをご覧ください。歳出。

款 1、経営管理費。項 2、施設管理費。主な理由といたしましては、施設修繕料の増加によるものでございます。既定額に 107 万円の増額をお願いいたします。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。簡水事業統合委託経費入札差金によりまして小沼簡水会計の繰出の減でございます。既定額から 190 万円の減額をお願いいたします。

款 5、予備費。項 1、予備費で、歳入歳出の調整によるものでございます。既定額に 545 万 8,000 円の増額をお願いいたします。

歳出合計、既定額に 462 万 8,000 円の増額をお願いいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 20 議案第 102 号 平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案（第 2 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 20 議案第 102 号 平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原浩建設課長。

（建設課長 荻原浩君 登壇）

○建設課長（荻原浩君） 議案書の 40 ページでございます。

議案第 102 号 平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法の規定により、平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 25 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）は次

の定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ204万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,423万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。主にアパートの新築がございまして、新規加入金の増額によるものでございます。既定額に245万7,000円の増額をお願いいたします。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。こちらにつきましても統合委託経費の入札差金によりまして、一般会計及び御代田簡水からの繰入金の減額でございます。既定額から644万4,000円の減額をお願いいたします。

款5、繰越金。項1、繰越金。平成24年度からの繰越金の確定によるものでございます。既定額に603万6,000円の増額をお願いいたします。

歳入合計、既定額に204万9,000円の増額をお願いいたします。

次の3ページをご覧ください。歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。主な理由につきましては、統合委託経費の入札差金によるものでございます。既定額から935万5,000円の減額をお願いいたします。

項2、施設管理費。施設修繕料の増加によるものでございます。既定額に100万円の増額をお願いいたします。

款4、諸支出金。項1、基金費。前年度繰越金の増加と先ほどの入札差金によりまして、基金への積み立てを増やすものでございます。既定額に500万円の増額をお願いいたします。

款5、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によるものでございます。既定額に540万4,000円の増額をお願いいたします。

歳出合計で、既定額に204万9,000円の増額をお願いいたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっています、議案第88号から議案第102号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき

意見を求めることについて―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の41ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、現在、味木春子委員が人権擁護委員を務めております。味木委員が平成26年3月31日をもって任期満了で退任されるため、新たな人権擁護委員を推薦するものでございます。任期につきましては平成26年4月1日から平成29年3月31日でございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

記

住 所 御代田町大字草越 1 1 7 3 番地 9 6 6

氏 名 柳澤 福美

生年月日 昭和 2 7 年 4 月 2 日生

でございます。

柳澤福美さんでございますけれども、平成 1 3 年から 2 2 年、3 期にわたりまして民生児童委員を務められ、平成 1 6 年には御代田町社会福祉協議会評議委員を 1 期務められております。平成 2 3 年度からはたんぼぼ保育園理事となり、現在に至っております。また、町の生活介護サポーターの副会長を務められ、子どもから高齢者に至るまで幅広い役職を務められております。

こういったことから、人権擁護委員としてふさわしい適任者として推薦するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、ただちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第 1 号を採決いたします。

本案は、適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第 2 2 請願第 1 号 日本国憲法第 9 6 条の発議要件緩和に反対する請願―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 2 請願第 1 号 日本国憲法第 9 6 条の発議要件緩和に反対する請願については、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります請願付託表のとおり、会議規則第 9 2 条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 43 分